

熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	法人ではありませんが応募可能ですか。	任意団体も応募可能です。
2	個人でも応募可能ですか。	個人での応募は受け付けていません。
3	定款や規約がない場合は、どうしたらよいですか。	団体の運営形態により定款や規約がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を提出してください。 こうした書類がない場合は、新たに作成して提出してください。
4	補助金の交付決定は、先着順ですか。早く申請した方が有利になりますか。	先着順で審査します。予算の上限に達した場合は受付を締め切ります。
5	申請書類に不備等がなく、すべての申請要件を満たしていた場合、必ず本補助金を受けることができますか。	本補助金は、伊勢路沿道地域において、統一感のある道標等の案内看板の整備促進を図ることを目的とし、その目的に合致する事業に対して補助するものです。 申請内容について審査の上、交付決定を行いますが、予算上限の都合等により、申請内容どおりに補助金を受けられない場合があります。 あらかじめご了承ください。
6	他の補助金との併用はできますか。	県所管の他の補助制度とは重複申請できません。 ただし、その他の公的機関や民間団体等からの助成については、当該助成が併用を禁止していない場合、自己負担分に限り対象にできます。
7	補助金の交付決定後、すぐに補助金は支払われますか。	補助金の交付決定後、すぐに補助金は支払われません。 補助対象経費は、まず申請者にお支払いいただき、事業完了・実績報告等の手続を経て、適当と認められた金額についてお支払します。
8	必要経費について、補助金の交付決定前に発注や契約をしたもの、支出をしたものは、過去にさかのぼって対象にできますか。 事業対象期間（令和7年2月末）後に、納品するものや支出するものは対象にできますか。	いずれも対象になりません。 事業対象期間（補助金の交付決定日から令和7年2月28日）中に、発注や契約をしていただき、納品や支出したものが対象となります。
9	複数回の申請はできますか。	申請は、申請者ごとに1回限りです。
10	領収書は必要ですか。	領収書等の証拠書類は、必ず必要です。 領収書等の宛名は、申請団体名・代表者名にするとともに、支払明細が明確に分かるようにしてください。
11	補助金に関する検査はありますか。	実績報告を提出いただいた後、書類の審査や必要に応じて現地調査等を実施します。 上記審査等の結果、支出内容が不適正と判断された場合等には、事業の一部又は全部について補助対象外となることがあります。